

介護保険法により、介護認定の申請があった日から認定までの期間は30日以内とされていますが、全国平均で40日前後、本市の令和5年度の平均日数は45日と、遅延している状況にあります。今後予想される介護ニーズの増加を念頭に法定期間内での認定を目指し、遅延の解消と迅速化に取り組んでおります。

1 現状と課題について

- ・申請から認定まで30日以上要している現状
(調査票・主治意見書の遅延により、審査会に諮るまでの期間が長くなっている)
- ・団塊の世代の介護ニーズが高まる時期を控え、今後さらなる申請件数の増大が見込まれることから、効率的に調査が行えるようデジタル化に取り組む必要がある。
- ・増大する申請件数に対応するため、介護認定審査会のペーパーレス化を推進し、審査会全般の業務効率アップを図っていく必要がある。

2 令和5年度の取り組み

- ・申請から2週間以内での調査完了を目指し、調査員に統括を置き業務効率化を図った。
- ・申請から30日以内で認定できない方への遅延通知書の発出を開始
- ・期間短縮を図る、介護認定ファストパス・トライアルの実施
(対象：入院中に要介護となり退院困難となった方)

3 令和6年度以降の取り組み

- ・市で行う、新規・変更申請の認定調査のデジタル化
タブレット端末を導入し、調査時に記録することでスピード化を図る。
これにより、一人あたりの認定調査業務の件数向上が可能となる。
- ・主治医意見書の早期提出に向けた取り組み
医師会より、会員医師の皆様へ、作成依頼から2週間以内での提出についての協力について、周知していただいた。
- ・認定審査会のペーパーレス化を推進(令和7年度以降)
審査会資料の印刷・発送をペーパーレスで行うため、審査会へ諮るのに要する期間の短縮が期待できる。

※認定調査と審査会の両方のデジタル化を進めることにより申請から30日以内での認定完了を目指します。

(参考) 要介護・要支援 認定の流れについて

★新規・区分変更申請

